

(目的)

第1条 この条例は、商業が地域経済及び地域社会に果たす役割の重要性に鑑み、市、地域経済団体、商店会、商業者等及び市民がそれぞれ果たすべき役割を定めることにより、商業基盤の強化及び地域社会の活性化を促進し、もって市民生活の向上と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・商業が地域経済及び地域社会に果たす役割の重要性に鑑みて、条例の目的を規定します。
- ・まず、市、地域経済団体、商店会、商業者等、市民それぞれの役割を定め、商業基盤の強化と地域社会の活性化を促進します。
- ・市民生活の向上と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域経済団体 大和商工会議所その他の本市の商業の振興を図ることを目的とする団体（次号に掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 商店会 本市の区域内に存する商店街振興組合法（昭和37年法律141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（商業に係るものに限る。）又はこれらに類する団体で法人格を有しないものをいう。
- (3) 商業者等 本市の区域内において、小売業、サービス業その他の商業を営む個人又は法人その他の団体及び大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置する個人又は法人をいう。

【解説】

- ・本条例における用語を定義します。
- ・「商業者等」とは、小売業（物販）、飲食業、理美容業、金融業、法律事務所や隣接法律専門職の事務所、不動産業等の広く「商店会」を構成している業種をいいます。また、商業を営む者だけでなく、大規模小売店舗を設置する者を含みます。

(市の役割)

第3条 市は、第1条に規定する目的にのっとり、商業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、商業の振興に関する施策を推進するに当たっては、国、神奈川県、地域経済団体、商店会その他の関係機関と連携を図るものとする。

【解説】

- ・第1条に規定する目的にのっとり、市は商業振興に関する施策を総合的に推進します。
- ・第2項では、商業振興の施策を実施するに際して、「国、神奈川県、地域経済団体、商店会その他の関係機関」と連携を図ることを規定しています。市が、市の商業振興に関する施策の一環として、地域経済団体や商店会などの事業に協力することも含まれます。
- ・「その他の関係機関」としては、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、大和市イベント観光協会、公益財団法人大和市国際化協会、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団、自治会、大和市社会福祉協議会、農業協同組合などがあります。

(基本計画の策定等)

第4条 市長は、商業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画等との整合性を図りながら、商業の振興に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、地域経済団体、商店会、商業者等及び市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

【解説】

- ・商業振興に関する施策についての基本的な計画（「基本計画」）を策定することを市長の努力義務とするものです。
- ・「基本計画」を策定又は変更するときは、地域経済団体、商店会、商業者等、市民の意見を反映させるために、大和市民参加推進条例第7条に定める手続（意見交換会、パブリックコメント等）を実施しなければなりません。
- ・「基本計画」が策定又は変更されたときは、広報やまと、市ホームページ等で公表しなければなりません。

(地域経済団体の役割)

第5条 地域経済団体は、事業者等の商業活動に対する支援を行うとともに、市、商店会及び市民と協力して、商業振興のための事業の実施に努めるものとする。

【解説】

- ・地域経済団体の役割として、事業者等の商業活動の支援及び商業振興のための事業（例えば、大和産業フェアなどのイベントなど）を実施することを努力義務とするものです。実施に当たっては、市、商店会、及び市民と協力することを規定しています。

(商店会の役割)

第6条 商店会は、商店会を中心とするにぎわいのある地域コミュニティの形成を目指して、イベント、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献に努めるものとする。

2 商店会は、その属する会員相互の連携を強化し、組織の充実を図るとともに、市が推進する商業の振興に関する施策及び地域経済団体が行う活動に協力するものとする。

【解説】

- ・商店会は、商店会を中心に「にぎわいのある地域コミュニティ」の形成を目指し、各種のイベントや防犯活動、防災活動などの活動を行うことを努力義務とするものです。第1項に列挙している活動は限定的なものではなく、例示であり、「等」の中に例えば社会福祉に関する活動も含まれます。
- ・商店会は、会員相互の連携を強化しながら、組織の充実を図ることを規定しています。
- ・商店会は、市が推進する商業施策及び地域経済団体が行う活動に対して協力することを規定しています。

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、自らの創意工夫により経営基盤の強化に努めるとともに、地域社会の一員であるとの認識に立って、地域経済団体と連携して、市民の良好な生活環境に配慮した事業展開及び雇用促進、環境対策、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献に努めるものとする。

2 事業者等は、常に情報収集に努め、社会情勢の変化を把握するとともに、商品又は役務を提供するに当たっては、品質その他の内容の向上を図ることで、市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 事業者等は、地域経済の担い手であることを自覚し、地域経済団体及び商店会に積極的に加入し、市が推進する商業の振興に関する施策並びに地域経済団体及び商店会が行う活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・商業者等は、自らの創意工夫によって経営基盤の強化に努めます。
- ・同時に、「地域社会の一員」としての認識のもと、市民の良好な生活環境に配慮した事業展開を心がけます。
- ・さらに、雇用促進、環境対策、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献活動を行います。ここでの列挙も限定的なものではなく、社会貢献のための活動を広く含みます。例えば「社会福祉活動」などが含まれます。
- ・第2項では、市民生活の向上に資するために、提供する商品やサービスの向上を図ることを努力義務とするものです。
- ・商業者等が、「地域経済の担い手」として、「地域経済団体」や「商店会」に積極的に加入することを努力義務とするものです。
- ・商業者等が、市の施策や地域経済団体、商店会が行う活動に協力することを努力義務とするものです。

(市民の役割)

第8条 市民は、市が推進する商業の振興に関する施策並びに地域経済団体及び商店会が行う活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・「市民」とは、大和市自治基本条例第3条第3号に規定する「市民」を意味しています。
- ・市民が地域社会の一員として、市が推進する施策、地域経済団体や商店会の活動に協力することを努力義務とするものです。

(条例の啓発活動等)

第9条 市は、この条例の趣旨を地域経済団体、商店会、商業者等及び市民に周知するよう努めなければならない。

2 地域経済団体及び商店会は、その構成員に対して、この条例の趣旨を周知徹底するよう努めなければならない。

【解説】

- ・市が、本条例の趣旨を地域経済団体、商店会、商業者等、市民に周知することを努力義務とするものです。
- ・地域経済団体及び商店会が、所属する会員等に対して、本条例の趣旨を周知徹底することを努力義務とするものです。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【解説】

- ・この条例は、平成25年4月1日から施行するものです。